

平成24年度 横浜市住居表示審議会

日時 平成25年1月11日（金） 10時から
場所 関内中央ビル 特別会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 市民局長あいさつ
- 3 委員・臨時委員の紹介
- 4 出席委員数の報告
- 5 議事
 - (1) 泉区和泉町第二次地区における住居表示の実施について
 - (2) その他
- 6 閉 会

横浜市住居表示整備事業

泉区和泉町 第二次地区
における住居表示の実施について

横浜市市民局窓口サービス課

平成 24 年度横浜市
住居表示審議会
平成 25 年 1 月 11 日
市民局窓口サービス課

泉区和泉町 住居表示の概要

1 選定理由

泉区和泉町は、かねてより住居表示実施の要望が高かった地域ですが、平成 22 年 1 月、和泉町に関係する 5 つの連合自治会町内会長の連名による、実施の要望書が提出されました。

和泉町は、本市最大の町面積 (8.002 k m²) であり、住所が 7900 番地まで存在します。また、同番、飛番及び欠番が多いなど、住所の混乱が著しく、住居表示実施の必要性が高い地域であるため、平成 22 年度より、実施に向けた検討を開始することとしたものです。

2 検討委員会の設置について

住居表示実施により新設する町の境界や名称の案について、お住まいの方のご意見を反映させるため、平成 22 年 10 月に地域の代表者による検討委員会を設置しました。

検討委員は、要望書を提出した 5 つの連合自治会町内会の代表及び地域の代表、地域の関係機関である郵便事業株式会社横浜泉支店長、横浜地方法務局戸塚出張所長及び神奈川県警察泉警察署長としました。

3 和泉町の住居表示について 【参考 別図 1】

和泉町は、住居表示の実施対象となる市街化区域を中心に、平成 24 年度の第一次地区から平成 29 年度の第六次地区まで順次実施する計画です。

なお、市街化調整区域については、住居表示の実施対象とはならないため、現在の和泉町のままで、変更はありません。

(参考 1)

和泉町の面積	8.002 k m ² (平成 24 年 10 月 22 日現在)
和泉町の対象面積	約 2.1 k m ²
和泉町の世帯数	約 18,000 世帯 (平成 24 年 11 月 30 日現在)

泉区和泉町 住居表示計画図

市街化区域ですが、土地区画
整理事業を行い、住所の混乱
が解消されているため、今回
の実施対象となりません。



第五次・第六次地区
面積 0.846 km²
平成28・29年実施予定

第三次・第四次地区
面積 1.032 km²
平成26・27年実施予定

第二次地区
面積 0.533 km²
平成25年10月実施予定

第一次地区（下和泉一～五丁目）
平成24年10月22日実施

- 地図の着色部分…市街化区域
- 地図の白色部分…市街化調整区域
- …泉区と他区との境界
- …泉区和泉町
- …泉区和泉町第二次地区
- …市街化調整区域の
取り込み

泉区和泉町 第二次地区の概要

1 平成 25 年度住居表示実施地区について

(1) 実施地区【参考 別図 2】

泉区和泉町第二次地区…横浜市立泉が丘中学校周辺の地区

(2) 対象面積及び世帯概数

面積 0.533 k m² 世帯概数 2,000 世帯（事業所含む）

2 検討経過について

第二次地区の新町界・新町名案は、平成 23 年 9 月から平成 24 年 12 月まで計 8 回の検討を重ね、決定しました。

(1) 実施区域について

原則、市街化区域とし、市街化調整区域であっても、「市街化区域と隣接しており、住所の混乱が著しい区域」は含めました。

(2) 新町界案について【参考 別図 2】

横浜市住居表示整備要綱の町面積の基準に基づき、バス通りなど地域にお住まいの方が頻繁に利用する道路等を町界とする 3 つの町としました。

新町名案	面積	世帯概数
和泉が丘一丁目	0.210 k m ²	640 世帯
和泉が丘二丁目	0.157 k m ²	690 世帯
和泉が丘三丁目	0.166 k m ²	670 世帯
計	0.533 k m ²	2,000 世帯

(3) 新町名案について【参考 別紙 3】

町名アンケートを実施し、地域にお住まいの方の御意見を反映した新町名案となるよう検討しました。新町名案は従来の「和泉町」の「和泉」を尊重したいという意見が多かったことから、中学校や公園等の名称に使用されており親しみのある「泉が丘」を用いた「和泉が丘」を町名アンケートの町名候補とし、得票が最も多かったため、「和泉が丘一～三丁目」としました。

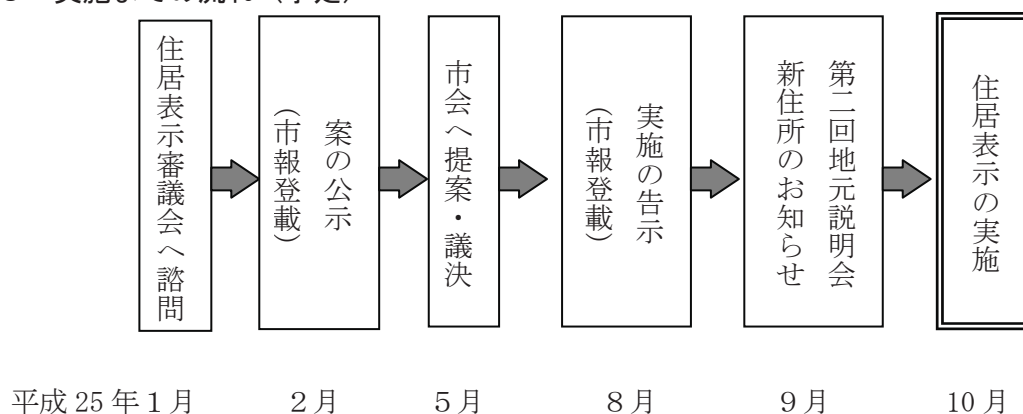
また、「丁目」は、将来、実施区域の西側の地域を実施する際に「四丁目」と続けられるよう、東側を起点としました。

(4) これまでの検討経過について

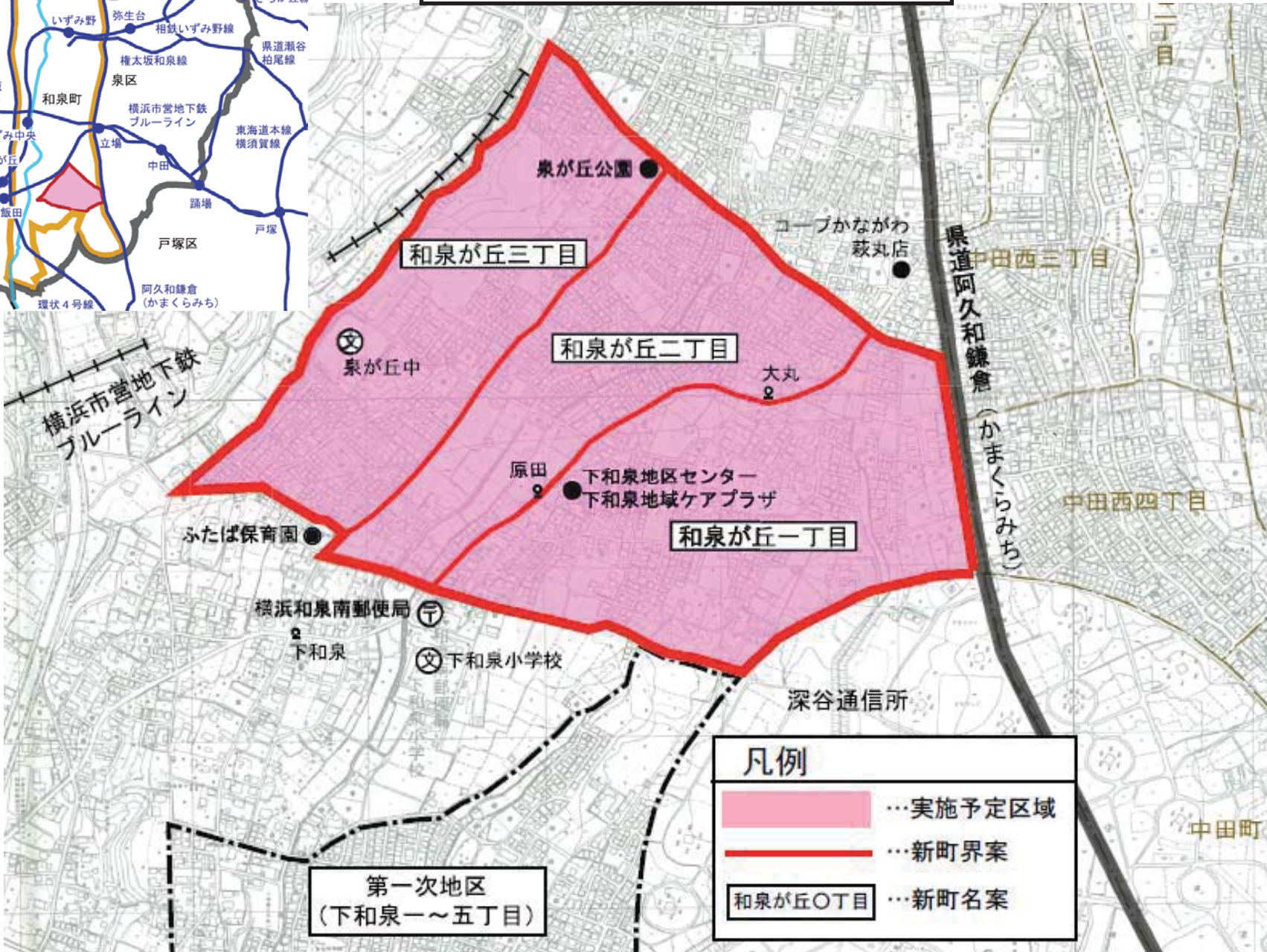
新町界・新町名案をまとめるにあたり、現地調査を行ったほか、地域にお住まいの方へ検討状況の周知に努めました。

実施日	内容
平成 23 年 1 月	和泉町住居表示検討開始周知チラシの配付（和泉町全戸配付） 【参考 別紙 1】
平成 23 年 9 月	第 7 回検討委員会（第二次地区検討開始）
平成 24 年 2 月	和泉町住居表示検討状況周知チラシの配付（和泉町全戸配付） 【参考 別紙 2】
平成 24 年 2 月	現地調査（第二次地区の実施区域及びその境界の確認）
平成 24 年 3 月	第 10 回検討委員会（第二次地区の実施区域及びその境界のまとめ）
平成 24 年 4 月	現地調査（第二次地区の町界の確認）
平成 24 年 5 月	第 11 回検討委員会（第二次地区の新町界案のまとめ）
平成 24 年 7～8 月	町名アンケートの実施（第二次地区内を対象）【参考 別紙 3・4】
平成 24 年 9 月	第 13 回検討委員会（第二次地区の新町名案のまとめ）
平成 24 年 11 月	地元説明会（第二次地区内を対象、計 4 回開催） 【参考 別紙 5・6】
平成 24 年 12 月	第 14 回検討委員会（第二次地区の新町界・新町名案の最終決定）

3 実施までの流れ（予定）



泉区和泉町第二次地区 新町界・新町名案



凡例	
	…実施予定区域
	…新町界案
	…新町名案

第一次地区
(下和泉一～五丁目)

住所のわかりにくさを解消するため、和泉町の一部で 住所の変更を予定しています

泉区和泉町の一部には、「住所の同番地が多い」、「隣近所で住所が大きく違う」など、住所の混乱している地域があります。また、横浜市で最も面積の大きい町で、町面積を適正にすることも必要です。

そこで、「住居表示」を実施することでこれらの問題を解決しようと、平成22年10月に「泉区和泉町住居表示検討委員会」が設置され、平成24年秋を目標に、わかりやすい住所に変更できるよう検討を始めました。

住居表示とは

現在の住所は、土地の番号である「地番」を用いて表していますが、同じ地番にたくさんの家が建っていたり、土地の分合筆等により欠番や枝番が生じていたりするため、住所がわかりにくくなっています。

住居表示とは、市街地（市街化区域）において、「地番を使った住所の表示」を改め、「建物一つひとつに番号を付けること」により、住所の表示をわかりやすく改めることです。

また、住居表示を実施する区域は、和泉町から分割して、適切な広さの新しい町にします。

【住所の表示の仕方】	現在（地番）	泉区 和泉町 ○○○○番地 ○
	実施後（住居表示）	泉区 ○○（○丁目） ○○番 ○○号
		新しい町の名称 街区番号 住居番号

検討委員会について

新しい町の境界や町名などを検討するため、地域の代表者など18人の委員で構成される、「泉区和泉町住居表示検討委員会」が設置されました。

今後、検討委員会の検討内容は、横浜市ホームページに掲載するほか、自治会町内会の回覧やチラシの配付により、地域の皆さんにお知らせしていきます。

【ご意見やご質問は担当まで】

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
 横浜市民局窓口サービス課 住居表示係
 （泉区和泉町住居表示検討委員会事務局）
 TEL 045 (671) 2310 FAX 045 (664) 5295
 メールアドレス sh-juukyo@city.yokohama.jp

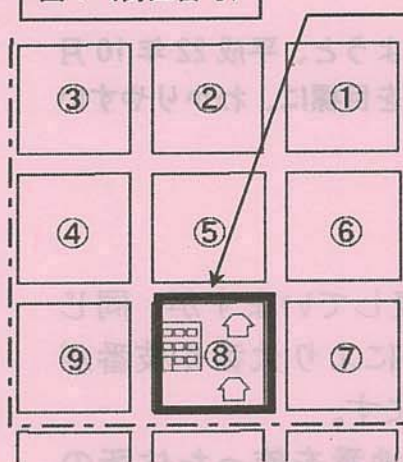
住居表示について

まず、道路や河川、鉄道などを境にして、適切な面積の新しい町に分割します。

町の中は、道路などを境にした「街区」に分け、連続した番号（街区番号・**図1**）をつけます。次に、街区の周囲を、右回りで一定間隔に区切り、番号を振ります。建物の出入口がこの番号のどこの部分にあるかによって「住居番号」が決まります（**図2**）。

住居表示による新しい住所は、この「街区番号」と「住居番号」で表します。

図1（街区番号）

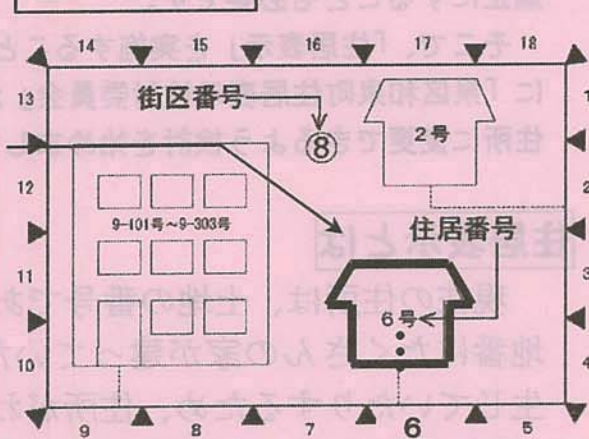


町の中を「街区」で区切ります。この街区は「8街区」です。

街区の周囲に番号をつけ、出入口がある部分の番号が「住居番号」になります。この家は「6号」です。

新しい住所は「〇〇（新町名）8番6号」です。

図2（住居番号）



住居表示を検討する区域

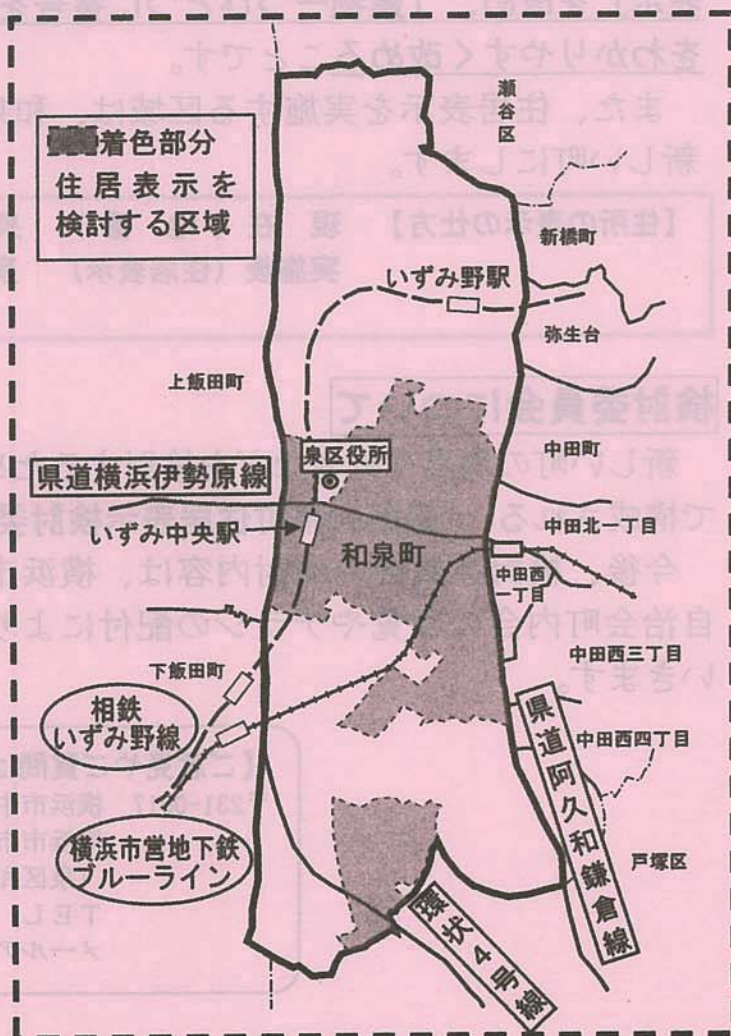
和泉町のうち市街地（市街化区域）を中心に、住所の混乱している地域（右の図の着色部分）で住居表示を検討します。住居表示を実施する地域以外の住所は変わりません。

住居表示実施後の手続き

住居表示を実施すると、住所が変わるため、住所変更の手続きが必要です。

区役所等の公簿は自動的に書き換えますが、登記簿や運転免許証などの一部の手続きについては、ご本人が手続きをしていただく必要があります。

（手続きについては、実施時に詳しくご案内します。）



平成24年2月
横浜市からのお知らせ

泉区和泉町 住居表示の検討状況について

平成22年10月から検討を進めている泉区和泉町の「住居表示」について、第一次地区の実施の概要がまとまりましたので、お知らせします。

また、今後の実施予定や検討の進め方について、併せてお知らせします。

第一次地区について

1 第一次地区の実施（案）について
和泉町の南部に、「下和泉（しもいずみ）一丁目～五丁目」を町名とする5つの町を新設する予定です。

2 実施までの予定について

今後、横浜市会の議決を経て正式に決定します。実施は、平成24年10月頃を予定しています。

お住まいの方には、9月頃に新住所をお知らせします。また、住所等変更の手続の詳細について、「住居表示のしおり」をお配りするとともに、説明会を開催します。



【住居表示とは】

住居表示とは、住所が分かりにくくなっている市街化区域において、「地番を使った住所の表示」を改め、「建物一つひとつに番号を付けること」により住所を分かりやすく改めることです。住居表示を実施する区域は、適切な面積の新しい町にします。

【住所の表示の仕方】 現在（地番） 泉区 和泉町 ○○○○番地 ○
実施後（住居表示） 泉区 ○○（○丁目） ○○番 ○○号

泉区和泉町地区は、お住まいの方のご要望を受け、平成22年10月に、新しい町の境界や町名などを検討するため、地域の代表者など18人の委員で構成される「泉区和泉町住居表示検討委員会」を設置しました。住所が混乱している市街化区域を中心に、6年かけて住居表示を実施する予定です。

泉区和泉町実施検討地区図

今後の実施予定について

3 実施検討地区について

県道横浜伊勢原線（長後街道）の南北の市街化区域で、順次、検討・実施していきます。

※図で着色した部分以外にも市街化区域がありますが、住所の混乱が著しい地区を優先的に検討・実施することとしました。

② 第五次・六次地区（長後街道北部）

平成 28・29 年実施予定

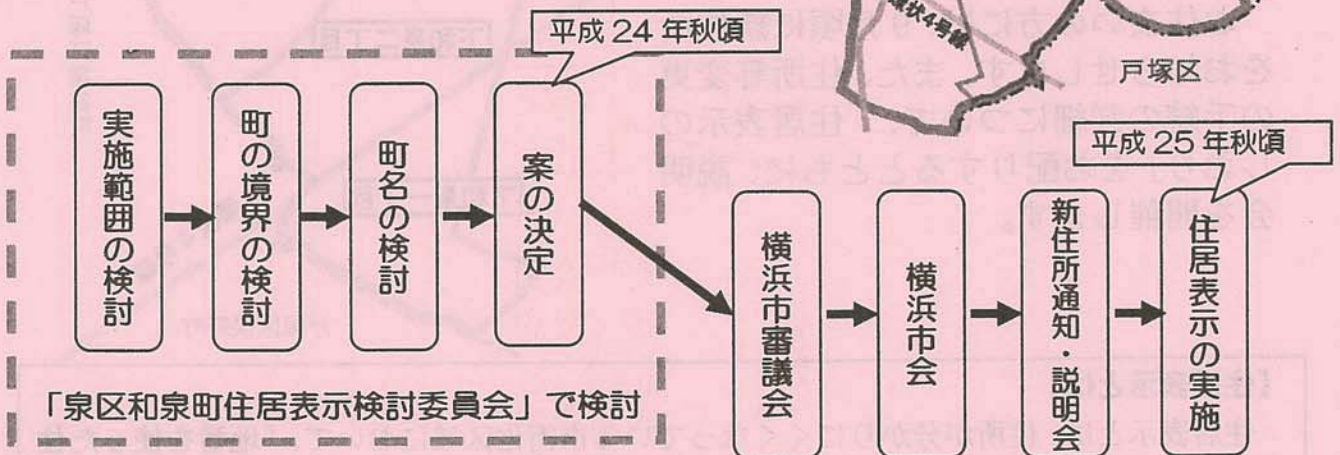
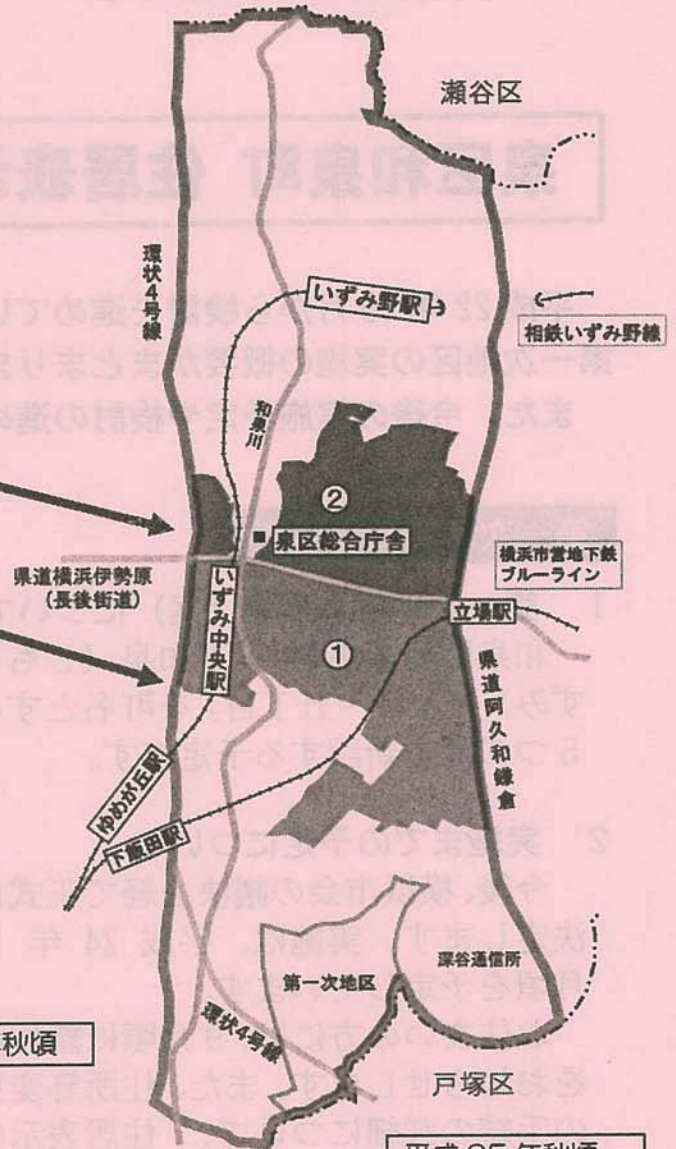
① 第二次～四次地区（長後街道南部）

平成 25～27 年実施予定

4 実施までの進め方

泉区和泉町住居表示検討委員会で、実施する範囲や、新しい町の境界、町名について検討します。

平成 25 年秋に実施する第二次地区の案は、平成 24 年秋頃にまとめます。



5 広報について

泉区和泉町住居表示検討委員会の検討内容は、横浜市ホームページに掲載します。また、重要な内容については、お住まいの方にチラシをお配りします。

※ご意見等は、事務局にお寄せください。

※横浜市ホームページは、こちらから

横浜市 住居表示

検索

【問合せ】（泉区和泉町住居表示検討委員会事務局）

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市市民局窓口サービス課 住居表示係

TEL 045 (671) 2310 FAX 045 (664) 5295

メールアドレス sh-juukyo@city.yokohama.jp

第二次地区の新町名に係るアンケートの実施について

1 アンケートの実施目的

泉区和泉町第二次地区の新町名について、地域にお住まいの方の御意見を反映するために実施しました。

2 町名候補について

検討委員会で、各地域から寄せられた名称の中から、「横浜市住居表示整備要綱」の町名設定基準と照合しつつ検討した結果、次の2つの名称を町名候補とし、アンケートで諮ることとしました。

町名候補	選択理由
みなみいずみ 南和泉 (○丁目)	地区が和泉町の南に位置しており、新町名の「いずみ」の表記は従来の和泉町の「和泉」を尊重したいから。
いずみおか 和泉が丘 (○丁目)	・対象地区内に「泉が丘」とつく施設があり、親しみがあるから。 ・「いずみ」の表記は従来の和泉町の「和泉」を尊重したいから。

※町名候補以外にふさわしい名称がある場合は自由記入欄に御記入いただきました。

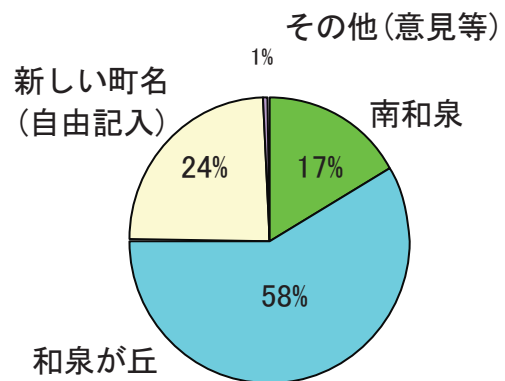
3 アンケートの実施について

- ・町名アンケート実施期間…平成24年7月17日～平成24年8月17日
- ・回答率…34.8% (配付数1,942枚、ハガキの返送数676枚)

【集計結果】

[候補1] 南和泉	112.5票
[候補2] 和泉が丘	394票
新しい町名(自由記入)	164.5票
その他(意見等)	5票
計	676票

各町名候補の得票数の割合



※複数回答の場合は、票を按分

【参考】自由記入で寄せられた主な町名案
泉が丘(56.5票)、和泉南(15.5票)

泉区和泉町住居表示第二次地区の

新しい町名に関するアンケート

泉区和泉町では、住居表示の実施（住所の変更）に向けた検討が進められています。住居表示の実施に伴い、皆様がお住まいの第二次地区※では3つの町を新設する予定です。

そこで、新しい町名について広くご意見を伺うため、アンケートを実施させていただくこととしました。長くお使いいただく町名ですので、ご協力をお願いします。

※泉区和泉町のうち、第二次地区（中面地図参照）については、平成25年秋の住居表示実施を予定しています。

アンケートの回答方法

新しい町名としてふさわしいと考えるものをご記入ください。

（1・2の町名候補の中からお選びいただくか、候補以外にふさわしい名称をご記入いただきます。）

1 泉区 ^{みなみ}南 ^{いすみ}和泉 ^み○丁目

候補とする理由：地区が和泉町の南に位置しており、和泉町の「和泉」を尊重したいから。

2 泉区 ^{いすみ}和泉 ^{おか}が丘 ○丁目

候補とする理由：地区内に「泉が丘」とつく施設があり、親しみがあるから。
「いずみ」の表記は和泉町の「和泉」を尊重したいから。

3 泉区 **（新しい町名）** ○丁目

※1・2の候補以外にふさわしい名称がございましたら、読み方・理由と併せて具体的に
ご記入ください。検討委員会において、一緒に検討します。

【町名について】

町名は「横浜市住居表示整備要綱」により、「歴史上由緒あるもの、親しみ深いもの」とし、「全市を通じて同一町名、類似町名は避ける」こととしています。

町名候補は、泉区和泉町住居表示検討委員会において選定を行いました。

なお、検討委員会では、第二次地区において馴染みのある名称の「大丸」も候補に挙がりましたが、市内に同一町名が存在するため、採用を控えることとしました。

ご記入いただいた返信ハガキを点線で切り取り、郵便ポストに投函してください。（切手は不要です。）

締め切り 8月17日（金）必着

実線で囲まれた地域で、平成25年秋に住居表示の実施(住所の変更)を予定しています。

破線が新しい町の境界です。3つの町を新設します。



選任ハガキ

泉区和泉町住居表示第二次地区 新しい町名に関するアンケート

1・2の町名候補のうち、新しい町名としてふさわしいと考えられるもの一つ選択し、○をつけてください。

- 1 泉区 南 和 泉 ○丁目
候補とする理由：地区が和泉町の南に位置しており、和泉町の「和泉」を尊重したいから。
- 2 泉区 和 泉 が 丘 ○丁目
候補とする理由：地区内に「泉が丘」とつく施設があり、「いずみ」の表記は和泉町の「和泉」を尊重したいから。

1・2の候補以外でふさわしい名称がございましたら、読み方・理由と併せて具体的に記入ください。

- 3 泉区 () ○丁目
候補とする理由：

この返信ハガキを点線で切り取り、各項目にご記入の上、郵便ポストに投函してください。
切手は不要です。(八月十七日(金)必着)

郵便はがき

231-8790

017

料金受取人払郵便
横浜港支店
承
7235

差出有効期間
平成24年9月
30日まで

横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市民局

窓口サービス課

住居表示係 行



【泉区和泉町の住居表示の検討について】

○住居表示では、まず、道路や河川などを境にして、適切な面積の新しい町に分割します。新しい町の中は、道路や河川などを境にした街区に分けて、「街区番号」をつけます。次に、街区内の建物に一定のルールで「住居番号」をつけます。住居表示による新しい住所は、「街区番号」と「住居番号」で表します。

【現在の住所】 横浜市 泉区 和泉町 ○○○○番地○○

【住居表示後の住所】 横浜市 泉区 (新しい町名) ○丁目 ○番 ○号
(街区番号) (住居番号)

- 皆様のお住まいの地域には、同番地が多い、隣近所で住所が大きく違うなど、住所が混乱しているところがあります。そこで、住居表示を実施して住所を分かりやすくしようと、平成22年10月に「泉区和泉町住居表示検討委員会」が設置されました。現在、地域の代表者など18人の委員で、住居表示の実施により新設する町の境界や町名について検討しています。
- このアンケートは、「泉区和泉町第二次地区」内にお住まいの方及び事業所にお配りしています。

【アンケート結果の取り扱いについて】

- 本アンケートは、泉区和泉町第二次地区の住居表示検討に際して、新町名に関するお住まいの方等の意向を把握し、泉区和泉町住居表示検討委員会における検討の資料とすることを目的とします。アンケートの結果を参考に、泉区和泉町住居表示検討委員会で新町名の最終案を決定します。
- アンケートの回答は、このチラシ内の返信ハガキのみを有効とします。
- 検討委員会の検討内容やアンケートの結果は、横浜市ホームページに掲載するほか、チラシの配付によりお知らせする予定です。
- アンケートに書かれた個々のご意見やご要望について回答はできませんので、あらかじめご了承ください。

【問合せ】 泉区和泉町住居表示検討委員会
(事務局) 横浜市民局窓口サービス課 住居表示係
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
TEL:045 (671) 2320 FAX:045 (664) 5295
E-mail sh-juukyo@city.yokohama.jp

第二次地区の住居表示実施に係る地元説明会の開催について

1 実施案に関する地元説明会について

平成 24 年 11 月に、第二次地区にお住まいの方に、新町界・新町名案等について説明しました。

開催日時	開催場所	来場者数
平成 24 年 11 月 11 日（日） 13 時～14 時 30 分	下和泉地区センター	101 名
平成 24 年 11 月 13 日（火） 19 時～20 時 30 分		36 名
平成 24 年 11 月 15 日（木） 19 時～20 時 30 分		36 名
平成 24 年 11 月 17 日（土） 13 時～14 時 30 分		31 名
計		204 名

(1) 説明内容

ア 住居表示制度について

住居表示の趣旨や、新住所の設定方法等を説明しました。

イ 新町界・新町名案について

検討委員会での検討経過や新町界・新町名案の決定理由等を説明しました。

ウ 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

「手続が必要なもの」及び「手続が不要なもの」について説明しました。

2 手続に関する地元説明会について

住居表示実施の約 1 か月前（平成 25 年 9 月頃）に、住居表示実施に伴う住所等変更手続に関する地元説明会を開催する予定です。

【参考】平成 24 年度実施地区（泉区和泉町第一次地区）実績

開催日時	開催場所	来場者数
平成 24 年 10 月 8 日（月・祝） 14：00～15：30	下和泉住宅自治会館	134 名
平成 24 年 10 月 11 日（木） 14：00～15：30	下和泉地区センター	87 名
平成 24 年 10 月 13 日（土） 14：00～15：30	下和泉住宅自治会館	125 名
平成 24 年 10 月 13 日（土） 19：00～20：30	和泉第一町内会館	53 名
平成 24 年 10 月 14 日（日） 10：00～11：30	下和泉小学校	122 名
計		521 名

平成 24 年 10 月 横浜市からのお知らせ

「泉区和泉町第二次地区の住居表示」について

地元説明会を開催します

泉区和泉町住居表示検討委員会において、泉区和泉町第二次地区の住居表示実施に伴い新設する町の案がまとまりました。

つきましては、次のとおり説明会を開催し、泉区和泉町第二次地区の住居表示についてご説明しますので、いずれかご都合の良い日にご参加ください。

(各回の内容は同じです。)

■ 内容

- (1) 住居表示制度について
- (2) 新町界・新町名案について
- (3) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

①	[日時] 平成24年11月11日(日) [会場] 下和泉地区センター (泉区和泉町1929番地6)	13時から ※定員75名
②	[日時] 平成24年11月13日(火) [会場] 下和泉地区センター (泉区和泉町1929番地6)	19時から ※定員75名
③	[日時] 平成24年11月15日(木) [会場] 下和泉地区センター (泉区和泉町1929番地6)	19時から ※定員75名
④	[日時] 平成24年11月17日(土) [会場] 下和泉地区センター (泉区和泉町1929番地6)	13時から ※定員75名
<p>※ 事前の申込みは必要ありません。当日は先着順となります。</p> <p>※ それぞれ定員になりましたら、お手数ですが他の回にご参加ください。</p> <p>※ 会場の場所は、裏面の地図をご覧ください。</p> <p>※ 会場へのお車や自転車でのご来場は、ご遠慮ください。</p>		

【問合せ】 横浜市市民局窓口サービス課 住居表示係
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
TEL:045(671)2320 FAX:045(664)5295
E-mail sh-juukyo@city.yokohama.jp

第二次地区の住居表示について

1 住居表示とは…

住居表示とは、地番を用いて表していた住所を、規則的に付けた「街区番号」及び「住居番号」による表し方に変更し、住所を分かりやすくするものです。

皆様のお住まいの地区では、同番地が多く、飛び番地があるなど、住所が分かりにくくなっています。そこで、平成25年秋の住居表示実施を予定しています。

※住居表示実施に伴い住所の表し方が変わります。

【実施前】横浜市 泉区 和泉町 ○○○○番地 ○○○

【実施後】横浜市 泉区 和泉が丘○丁目 ○○番 ○○号
新町名 街区番号 住居番号

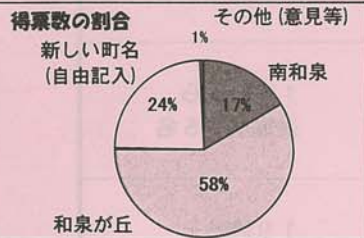
2 新町名案について…

平成24年夏に実施したアンケート結果を参考に、泉区和泉町住居表示検討委員会で、『和泉が丘～三丁目』を選択しました。

【「和泉が丘」の選択理由】

- ・対象地区内に「泉が丘」とつく施設があり、親しみがあるから
- ・新町名の「いずみ」の表記は、従来の和泉町の「和泉」を尊重したいから

<アンケート結果> 新町名に関するアンケートにご協力いただきありがとうございました。



【候補1】 南和泉	112.5
【候補2】 和泉が丘	394
新しい町名 (自由記入)	164.5
その他 (意見等)	5
計	676

【主な町名案】

泉が丘 (56.5 票)
和泉南 (15.5 票)

※町名候補を複数選択している回答は、按分して集計しています。

3 住居表示実施に伴う新しい住所の通知

住居表示実施に伴い、住所の表し方が変わります。新しい住所は、横浜市で街区番号、住居番号を決定し、住居表示実施の約1か月前に「通知書」でお知らせします。

4 皆様の住所等の変更手続

区役所・電気・水道・ガス等の書類は、市からの依頼で変更されますが、皆様に手続をさせていただくものもあります。詳しくは、右ページをご覧ください。

5 その他

- (1) 郵便物は、実施後数年は、旧住所のままでも配達されます。
- (2) 実施後は郵便番号も変わります。

住居表示実施時に、小・中学校の通学区域や自治会・町内会の区域の変更はありません。

また、学校名や公園等の名称についても変更はありません。

住所等の変更手続について

1 住所等の変更手続が必要ないもの

次に挙げるものは、区役所等で住所等の変更を行いますので、手続は不要です。

1	住民票
2	印鑑登録証明書
3	戸籍[地区内に本籍がある方] (町名のみ変更し、地番は変更しません)
4	その他、区役所で保管している公簿 (税に関するもの等)
横浜市国民健康保険証等をお持ちの方	
5	旧住所のままでも、医療機関で使用することができます。次回更新時に新住所の保険証をお送りしますが、泉区役所保険年金課にお持ちいただければ、住所欄を書き換えて再交付します。
6	東京電力・水道・東京ガス・NTT (固定電話)・NHK
7	横浜市立小・中学校及び保育園に通っている方
8	電子証明書 (公的個人認証)
9	パスポート

2 住所等の変更手続が必要な主なもの (変更手数料は原則無料です)

次に挙げるものは、住所等の変更手続が必要です。

住所等の変更手続には、住居表示実施の約1か月前にお送りする「通知書」や、実施日以降にお送りする「本籍更正通知書」をご利用ください。

また、「通知書」が不足した場合などは、実施日以降に泉区役所戸籍課で、住所が変更になった方へ「住居表示変更証明書」や、本籍が変更になった方へ「土地の名称等変更証明書」を無料で発行します。

不動産をお持ちの方	
1	登記簿の表題部 (所在) は、法務局が変更します。地番の変更はありません。ただし、「所有者の住所」欄の変更は、法律上、所有者本人からの申請が必要になります。
法人の所在地またはその役員の住所が変更となる場合	
2	会社などの法人は、本店、支店の所在地またはその役員の住所が地区内にある場合、本店、支店の所在地を管轄する登記所で変更登記をしてください。
運転免許証をお持ちの方	
自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方	
4	自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方は自動車検査証、軽四輪自動車をお持ちの方は軽自動車届出済証の「所有者・使用者の住所」欄及び「使用の本拠」欄の変更は、通常の場合、車検・売却等の際に届出をしていただければ結構です。
5	厚生年金・国民年金を受給されている方や、受給されていない60歳以上の方
6	金融機関、郵便貯金、保険会社と取引や契約がある方
7	携帯電話をお持ちの方
8	住民基本台帳カード (写真付き) を持ちの方
9	横浜市立小・中学校及び保育園以外に通っている方

3 住所変更を知人等にお知らせするために

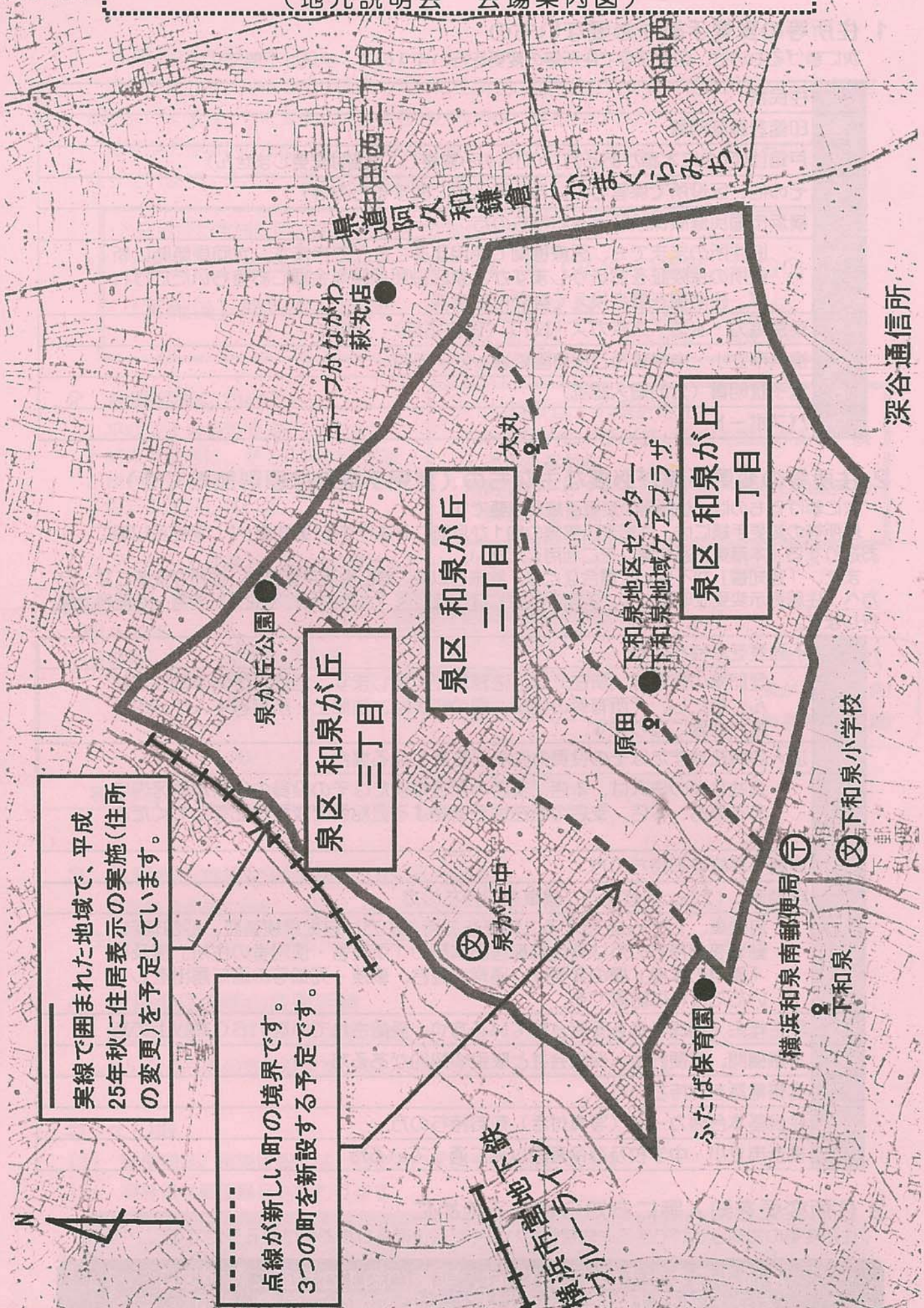
住所変更のお知らせができる送料無料のハガキを各世帯50枚お届けする予定です。

住所等の変更手続については、実施の約1か月前に各世帯にお送りする「住居表示のしおり」で詳細をご案内します。

泉区和泉町第二次地区 新町界・新町名案

(地元説明会 会場案内図)

田町11



深谷通信所

下和泉小学校

下和泉

横浜和泉南郵便局

ふたば保育園

原田

下和泉地区センター
下和泉地域ケアプラザ

大丸

景道中田西三丁目

中田西

阿久和鎌倉 (かまぐらみち)

泉が丘公園

泉区 和泉が丘
三丁目

泉区 和泉が丘
二丁目

泉区 和泉が丘
一丁目

実線で囲まれた地域で、平成25年秋に住居表示の実施(住所の変更)を予定しています。

点線が新しい町の境界です。3つの町を新設する予定です。

下和泉
横浜市宮元
ラニール

